

小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金について

小浜市総務部防災防犯課

1 補助制度の概要

市では、小浜市補助金等交付規則（以下「規則」という。）および小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）にもとづき、地域防災力の向上を図ることを目的として、自主防災組織および各地区の自主防災活動に要する経費の一部を補助します。

（1）補助対象者（以下「自主防災組織等」という。）

- 小浜市自主防災組織の育成に関する要綱第6条の規定により登録された自主防災組織
- 地区区長会

（2）補助対象事業および補助金額等

補助金の交付対象となる事業は、上記自主防災組織等が行う自主防災活動に関する事業で、補助対象経費、補助率および限度額は、小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金交付要綱の「別表第1」をご確認ください。

※自主防災組織等1団体当たりの補助金額は、予算の範囲内において、「別表第1」に掲げる補助率および限度額に基づき算出します。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とします。

（3）注意事項

- 自主防災組織を交付対象とする補助対象経費のうち、「防災訓練に係る経費（各区の組織で実施するもの）」、「防災意識の啓発に係る経費」および「防災資機材・備蓄品の整備に係る経費」については、防災マップまたは個別避難計画に関連して実施した経費を対象とし、避難行動要支援者含む要配慮者に考慮したものとします。
- 防災マップとは、避難経路や避難場所、防災施設などの避難情報を明確にしたマップのことをさし、市が支援して作成したもののほか、区独自で作成したものをいいます。
また、年度内に防災マップを作成見込みの区においても、完成見込みのマップをもって防災マップを作成しているものとみなし、申請を受け付けます。ただし、実績報告時には作成した防災マップを提出するものとします。
- 個別避難計画とは、災害対策基本法第49条の14に規定する計画をいう。
- 各区の自主防災組織の世帯数は、事業実施年度の4月1日現在の世帯数また

は自主防災組織登録申請書もしくは自主防災組織変更届に記載された世帯数のうちいずれか少ない世帯数とします。

- 地区区長会および地区自主防災組織を補助対象事業者として交付する場合は、地区全域に対して実施する事業を対象として交付するものとし、特定の区や組織に対して実施する事業は交付の対象とならない。
- 地区区長会および地区自主防災組織が補助対象事業者として、防災資機材・備蓄品の整備に係る経費について補助申請をしようとする場合に、同地区内の各区の自主防災組織のいずれかの団体が、同年度内に防災資機材・自主防災備蓄品の整備に係る経費について補助申請するときは、地区区長会および地区自主防災組織に係る経費は補助対象とならない。
- 限度額の列に記載する額は、補助金の交付を受けようとする自主防災組織等が、1年度に受けることのできる補助金の限度額とする。よって、1年度に1項目に係る補助金の交付を受ける場合であっても、1年度に複数の項目に係る補助金の交付を受ける場合であっても交付を受ける補助金の限度額は同額とする。

(4) その他

申請書など提出書類の様式（電子ファイル）は、市公式ホームページに掲載します。

で検索

補助金の交付を受けるには、補助事業の実施前に交付申請をしていただき、決定を受ける必要がありますので、ご注意ください。

2 補助金交付申請等の流れ

※申請窓口は、小浜市役所防災防犯課（市庁舎4階）です。

手続き	時期	●提出書類 ○市からの通知文書
① 交付申請 【自主防災組織等⇒市】 ↓	補助事業（防災訓練実施、防災資機材等購入など）実施の概ね1カ月前までに <u>※交付決定より前に購入や訓練実施をした場合、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。</u>	●補助金等交付申請書 ●事業計画書・収支予算書 ●添付書類 ・補助事業の詳細がわかるもの （例えば、防災訓練の場合、訓練計画や区民への案内チラシなどその内容のわかるもの。防災資機材購入の場合、購入する資機材のカタログの写しなど）
② 交付決定通知 【市⇒自主防災組織等】 ↓	市で交付申請の審査、交付の決定後	○補助金等交付指令書 ・市から送付します
③ 補助事業（防災訓練や防災資機材購入等）の実施 【自主防災組織等】 ↓	交付決定通知後	
④ 実績報告 【自主防災組織等⇒市】 ↓	補助事業終了後すみやかに	●実績報告書 ●収支決算書 ●添付書類 ・補助事業のわかる写真 （例えば、防災訓練の場合、訓練風景等の写真。防災資機材等購入の場合、購入した資機材の写真など。） （添付する写真には、次4ページの内容を記載ください。） ・補助事業に係る支払い領収書（明細のわかるもの）の写し
⑤ 補助金の額の確定 【市⇒自主防災組織等】 ↓	市で実績報告書の審査、補助金額の確定後	○補助金確定通知書 ・市から送付します <u>※ただし、補助金の確定額が、②交付決定通知（補助金等交付指令書）の額と同額の場合は、本通知は省略します。</u>
⑥ 補助金の請求 【自主防災組織等⇒市】 ↓	補助金の額の確定後	●補助金交付請求書 ●添付書類 ・補助金等交付指令書または小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金確定通知書の写し ・振込先の通帳の写し
⑦ 補助金の振り込み 【市⇒自主防災組織等】		

※実績報告書に添付する写真については、写真の台紙の右上に以下のことを記載してください。

区分	記載事項
防災訓練、防災研修の場合	<ul style="list-style-type: none">• 自主防災組織等名• 活動内容• 実施日• 場所• 参加人数
防災マップ、パンフレット、チラシ作成等	<ul style="list-style-type: none">• 自主防災組織等名• 活動内容• 作成日（購入日）
看板、避難路案内標識等の作成	<ul style="list-style-type: none">• 自主防災組織等名• 活動内容• 作成日（設置日）
防災資機材購入等	<ul style="list-style-type: none">• 自主防災組織等名• 活動内容• 防災資機材の内容・数等• 購入日• 設置場所